「労働力不足」と中小企業



神奈川大学名誉教授 大林 弘道

はじめに

近年「労働力不足」の状況が深化するにつれて、そ れに関する個別調査とともに、企業における対応策や 政府における政策の議論が進行している。とはいえ、 「労働力不足」に対する社会的関心は「労働力過剰」 に対するそれに比較して必ずしも高いものではなく、 「労働力不足」は経営者とりわけ中小企業経営者に とっての問題、そして、その限りでの政府の政策の問 題であるという認識がなお浸透しているように思われ る。本稿では、このような状況を踏まえ、改めて現在 の「労働力不足」の問題と中小企業との関係を検討し た。以下では、まず、現在の「労働力不足」の状況を 点検し、次に、その背景と要因を戦後日本経済の過程 において分析し、さらに、「労働力不足」に対する中 小企業の対応や政府の政策を考察することとした。

1. 現在の「労働力不足」の状況と中小企業

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」における 「雇用人員」DIの2017年6月調査結果は、現在の労 働力需給の状況に関して、次の諸点を明らかにしてい る。

まず、①「労働力不足」は全般的に拡大している。 近年の全産業・全企業規模の「雇用人員」DI(実績 値判断・「過剰」マイナス「不足」)は2012年にゼ ロ水準に低下し、その後負の領域に突入し、さらに 低下を継続し、上記の調査時点において▲25に至っ た。また、②非製造業の「労働力不足」が顕著であ る。全産業を製造業・非製造業に分けてみると、全 企業規模・製造業は2014年に負の領域に入ったが、 同じく非製造業は先立つ2011年の12月調査の時点で 負の領域に入り、現在▲30にまで低下している。さ らに、③非製造業では「建設」「運輸・郵便」「情 報通信」「対事業所サービス」「対個人サービス」

大林弘道氏 プロフィール

1942年東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業、同 大学経済学研究科博士課程単位取得満期退学。神奈川大 学専任講師・助教授・教授を経て名誉教授。現在、中小 企業団体研究機関顧問・研究機関研究誌編集委員等。近 著「「東京一極集中」と「地方創生」」(「企業環境研究年 報」No.21、2016年)、「中小企業数の傾向的減少と「国 民経済力」の後退」(「名城論叢」第17巻第3号、2017年)

「宿泊・飲食サービス」で「労働力不足」は目立って いる。2017年6月調査時点で、「情報通信」は▲20 台、「建設」「運輸・郵便」「対事業所サービス」 「対個人サービス」は▲30台、「宿泊・飲食サービ ス」に至っては▲57にまで低下している。これらの 業種のいずれも中小企業の占める割合が大きい業種で あり、中小企業で「労働力不足」が深刻であることが 窺われる。確かに、全産業において「大企業」(資 本金10億円以上)、「中堅企業」(資本金1億円以上 10億円未満)、「中小企業」(資本金2千万円以上1 億円未満)に区分すると、「雇用人員」DIは、「大 企業」が2013年9月調査でマイナス領域に入ったのに 対し、「中堅企業」と「中小企業」は先行してそれ ぞれ2012年12月調査、2013年1月調査でマイナス領 域に突入している。2017年6月調査では、それぞれ▲ 16、▲25、▲27となっている。つまり、④「中堅企 業」、「中小企業」は「大企業」よりもより早い時期 にマイナス領域に突入し、「労働力不足」の度合いは より深刻であるといえる。

2. 「労働力不足」の背景と要因

上述した現在の「労働力不足」の状況に関わる問う べき論点は多数あるが、本節では、現在の「労働力不 足」の継続性について、次節では、それに対する中小 企業の対応、政府の政策について検討する。前者の継 続性についての大方の見解は問題の深化・拡大を踏ま えて、また、背景にある少子高齢化などの人口問題の 構造的性格を根拠に、長期継続性や時代性が強調され る場合が少なくないことをまず留意しておこう。

さて、最初に「労働力不足」を経済理論的に考えた 場合を検討してみよう。現代の資本主義経済における 労働力の需給の変動の要因などについてさまざまな異 なる見解があるが、共通の問題意識として一定の程度 の恒常的な「労働力過剰」を主題ないしは前提として おり、またそれを事実認識としている。つまり、失 業率ゼロ%、失業者数ゼロは想定されていない。し たがって、「労働力不足」のように労働力の需要がそ の供給を上回る状態が一定期間継続し、企業が雇用し たいと考える労働力の不足に悩むという問題について は、経済理論においても論点とされうる事態であると 考えなければならない。「労働力不足」の出現につい て、学派や立場の違いを通じて共通して指摘される事 情は次のような諸点である。すなわち、①景気循環の 上では好況であること、あるいは、②高い経済成長率 が長期に継続されていること、そして、この二つの事 情のいずれか、あるいは、両方がある時には、③企業 の設備稼働率の上昇、④労働時間の延長、そして、⑤ 企業数の増加、などによる雇用の顕著な増加があるは ずということである。

これらの諸点について現在の日本経済を点検し、判 定すれば、次のとおりとなろう。①実体経済の上で好 況とは必ずしも言い切れない、②経済成長率自体とて も高い水準と見なすことはできない。③製造工業に 限定すると、設備稼働率指数(2010年=100)はほ ぼ100前後で推移している。④総実労働時間(産業計 2015年=100) も低下傾向であり、1990年118.7、 2000年106.9、2010年101.5、2016年99.5になって いる。そして、⑤企業数は1989年頃以降低下傾向を 持続しており、2014年の時点で3,809,228(「経済 センサス基礎調査」)であり、事業所数では、1989 年以降、約110万以上の減少の過程にある。以上の諸 事情は、労働力の需要を規定するが、概して脆弱であ り、「労働力不足」の持続性の説明としては充分では ない。

では次に、「労働力不足」の戦後日本経済におけ る出現を、「有効求人倍率」を手掛かりに検証する と、1960年代前半(以下、「第1期労働力不足」)、 1970年代前半(以下、「第2期労働力不足」)、 1990年前後(以下、「第3期労働力不足」)、2006 年前後(以下、「第4期労働力不足」)の四つの山 (「有効求人倍率」の上昇と下落)が確認できる。そ して、現在の「有効求人倍率」が直線的な上昇を継続 し、五つ目の山(以下、仮に「第5期労働力不足」) を形成しつつある。

そのような経過の注目すべき特徴の一つは、過去の 四つの山を形成した各期の「労働力不足」の背景に は、順に「設備投資主導型」と言われた前期「高度成 長」から「(昭和)40年不況」へ、「列島改造ブー ム」から「石油危機」へ、「バブル」の「発生」から その「崩壊」へ、輸出主導の「緩やかな景気回復」か

ら「リーマン・ショック(世界的金融危機)」へと いう過程があり、それぞれの「労働力不足」が、渦 中にあっては想定できなかった急激な「不況」「危 機」「崩壊」によって、急速にあるいは突如として 終焉したことである。そして、同じくもう一つの特 徴は、強弱はあれ、いずれの時期に際しても問題は 指摘されつつも、企業経営の問題や政策の課題とし て調査と論議が目立ったのは、1960年代前半の「第1 期労働力不足」と1990年前後の「第3期労働力不足」 の二つの時期であったことである。前者では、政府 の白書類による指摘のほか大阪府立商工経済研究所 (編) [1966] が中小企業を中心に調査報告が行わ れた。後者については、中小企業事業団 [1990]、 経済企画庁調整局(編) [1990]、労働省職業安定 局(編) [1991] などにおいて、大企業・中小企業 を問わず調査や論議が行われた。さらに、第3の特徴 として、それらの調査や論議においては、「労働力不 足」の長期継続性、恒常性が強調されていたことであ る。そのことは、現在においても類似しており、「労 働力不足」の「時代」の到来が強調されている。つま り、「労働力不足」は切迫感を持って論議される傾向 があり、過去のそれぞれの期間のその後の経緯を見れ ば、事態の継続性、恒常性とが過度に考えられがちで あったことが確認できよう。

さて、上述の「第1期労働力不足」においては、 「労働力不足」の焦点が中小企業の「若年労働者不 足」にあった。「第3期労働力不足」では、たとえ ば、労働省職業安定局(編) [1991] は、当時の 「バブル経済」の「発生」と「崩壊」の中での「労働 力不足」は「労働力人口が前年を100万人を上回る豊 富な労働力供給の中での労働力不足」(同、p.7)で あるとして、むしろ「将来予想される労働力供給の 増加テンポの鈍化、減少による労働力不足」(同、 p.7) による労働力需給の「ミスマッチ」の拡大が予 想された。

今回の「労働力不足」が相対的に中小企業に集中し て現れているということについては、従来のそれと共 通しているが、次の諸点で異なっている。まず、①労 働力の供給の頭打ちという現実があるということであ る。ただし、その方向の判断には、現在100万人を超 える外国人労働力が雇用され、今後もその増加が見込 まれていること、さらには将来の本格的な外国人労働 力の導入、移民が検討される可能性があること、ま た、女性・高齢者の労働力化・雇用の一層の推進が図 られる可能性が高いことが留意されなくてはならな い。そして、②産業構造が大きく変化し、労働のサー

ビス化や高能力化が進行し、しかも、それらが労働集 約的産業として推移していることである。この場合 も、 AIなどの技術革新による省力化の今後の進行が 考慮されるべき条件としてある。さらに、③玄田有 史(編) [2017] が強調するように、従業者・雇用 者の賃金が上昇していないことが指摘できる。最後 に、最も特徴的な点であるが、④雇用形態における求 人と求職とがマッチしておらず、充足率は低下して いる。つまり、「常用的フルタイム(パートタイム労 働者を除く常用労働者-引用者)以外(パートタイム 労働者+臨時労働者+季節労働者-引用者)の求人は 常用的フルタイムの求職者の伸びを大きく超えて増加 してきたが、充足率は低下している。」(厚生労働省 [2015]、p.2) 言い換えれば、求職者の希望は、求 人が相対的に少ない正社員求人を中心とした常用的フ ルタイム求人に向かっているということである。

以上から、現在の「労働力不足」の継続性につい て、筆者は次のように推察する。現代の資本主義経済 としての日本経済は、理論的・基本的認識としては 「労働力過剰」の傾向が内在していると判断するべき である。そして、日本経済の戦後過程で間欠的に発生 した「労働力不足」は、「不況」「危機」「崩壊」な どの突発的な事態によって俄かに解消し、「労働力過 剰」に転化した。したがって、現在の「労働力不足」 もかなり根強い方向にあるものの、何らかの突発的事 態の発生によって消失しないとは、現今の世界と日本 の状況から断定することはできない。それゆえ、逆に 中期的にも突発的事態が発生しないと想定すれば、現 在の「労働力不足」は継続性が根強いと考えられる。 したがって、国内外の突発的事態の到来を想定しない 場合、継続する「労働力不足」の過程自体の内実が問 題とされなければならない。そのためには、中小企業 の対応や政府の政策が、合わせ考察される必要があ る。

3. 中小企業の対応・政府の政策

まず、企業は「労働力不足」に対してどのような対 処方法を実施あるいは実施しようとしているだろう か。厚生労働省 [2016] (2016年8月時点で30人以 上の常用労働者を雇用する全国の民営事業所から抽出 した5,835事業所の調査・有効回答率51.7%)におけ る「過去、今後1年間における労働者不足の対処方法 別事業所割合」によれば、①「調査産業計」の事業所 の72%が「過去1年間」に何らかの対処をしており、 ②同じくその「過去1年間」に実施した対処方法の項

目への回答(複数回答)とその割合(カッコ内)を 見ると、「正社員等採用・正社員以外から正社員へ の登用の増加」(62%)、「臨時、パートタイムの 増加」(46%)、「派遣労働者の活用」(37%)、 「離転職の防止策(労務管理の改善(労働条件以外 の福利厚生、労使関係など)や教育訓練の実施-引用 者)の強化、又は再雇用制度(労務管理の改善(労働 条件以外の福利厚生、労使関係など) や教育訓練の実 施-引用者)、定年延長、継続雇用」(31%)、「在 職者の労働条件の改善(賃金)」(29%)、「配置 転換・出向者の受入れ」(25%)、「求人条件(賃 金、労働時間・休暇、学歴、必要資格・経験等)の 緩和」(23%)、「在職者の労働条件の改善(その 他) (休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支 援や復帰支援の制度の充実など)」(21%)、「省 力化投資による生産性の向上・外注化・下請化等」 (12%)、「左記以外の対処」(2%)の順になって いる。つまり、労働者の「正社員化」などの処遇改善 に力を入れているのが分かる。ただし、賃金や休暇・ 育児支援などの焦点となっている課題への取組みは多 くなく、また、求人条件の緩和も目立ち、一般に強調 されている生産性向上の取組みは少ない。このような 傾向は、調査時点から「今後の1年間」においても大 きな変化がないが、「調査産業計」で何らかの「対 処をする予定である」は68%であり、「対処をする 予定がない」は32%であり、「過去1年間」の同じく 「対処した」との回答に比べて4%低下し、「特別な 対処をしていない」で同じく4%上昇している。昨年 の調査時点では、「労働力不足」の深化はあるが、全 般的にはそれに対する「対処」が積極化しているとは いえないようである。

しかしながら、産業別の「過去1年間」の取組みの 状況について、それぞれ「対処した」と回答した割合 (カッコ内)を見ると、「医療、福祉」(80%)、 「宿泊業,飲食サービス業」(79%)、「卸売業,小 売業」(76%)、「生活関連サービス業,娯楽業」 (74%)、「製造業」(73%)など「労働力不足」 が強調されている産業での「対処した」の回答割合の 高さは明らかである。とはいえ、それらの産業では 「製造業」を除いて機械化や省力化が本来困難な産業 であり、また、「賃金」の引上げが課題になっている 産業でもあることが注意される。要するに、今日の成 長産業において「労働力不足」が顕著であるものの、 それへの対処の重点が必ずしも抜本的でない方法に置 かれているということである。

では、このような企業の取組みにあって政府の政策

はどのようであろうか。2017年3月に発表された、中 小企業庁に設置されていた「中小企業・小規模事業者 の人手不足対応研究会」が発表した同研究会の「取 りまとめ」(中小企業庁「2017])は、「労働力不 足」の現状の分析とともに、政策課題として、①女 性、高齢者などの多様な働き手が最大限能力を発揮で きるように働き方改革や職場環境の整備を進め、企業 の魅力を高め潜在労働力を掘り起こすことによって人 手不足に対応していくことが重要であること、同時 に、②IT機械等の導入等による生産性向上にも、不 断に取り組んでいく必要があることを強調している。 このような提言自体に異論は生まれないであろうが、 既述において明らかなように、企業の「労働力不足」 に対する現実に採用されている対処方法の方向とは乖 離しており、むしろ、その方向性の変更を政策的に誘 導することが期待される課題であろうし、そこに政策 の困難もある。というのは、政府の労働政策として、 1980年代に開始され今日まで追求されきた「労働改 革」の基本線は「労働力流動化」政策であり、「労働 力流動化」が進みさえすれば、「労働力不足」は解消 されるはずであり、解消しないのはその不十分性に要 因があるとされてきた。それがゆえに、一層の「労働 力流動化」を推進し、流動化する労働力の「マッチン グ」を実現することが重要であるとされてきた。した がって、そうした考え方が浸透した過程では、企業と してはひたすら流動化する労働力との即時的な「マッ チング」に適応すべく経営努力を継続するしかなかっ たのである。しかしながら、従来の「労働力流動化」 の単純な継承では現在の「労働力不足」に対処するこ との限界が明らかになってきており、上記の中小企業 庁[2017]でも、「労働力不足」の長期化・恒常化 を前提として、経営者の変革努力・多様な人材確保・ 労働生産性の向上を基本に、「中小企業の経営課題・ 業務、求人像・生産性、人材募集・職場環境」の「見 つめ直し」が提唱されている。しかし、そこにも重要 な欠落点がある。すなわち、中小企業の経営環境との 関係が不明確であり、そこに重要な課題があるからで

ある。

たとえば、現在の「労働力不足」の状況が深化する につれて、「下請法違反事件新規着手件数及び処理件 数」(公正取引委員会「2016」)が急増しているこ とである。すなわち、「勧告・指導」などの「処理件 数」は、2007年の3060件から2015年の6271件と倍 増しており、これまでにも「労働力不足」の状況が強 まった時期に上記の下請法関連件数が増加することが あったが、今回のそれは急増であって過去最多の水準 に至っている。つまり、大企業が政府の「労働改革」 「働き方改革」に協力する過程で「派遣社員」の活用 など流動的な労働力の雇用の範囲を拡大してきてお り、今回の「労働力不足」が集中する流動的な労働市 場での雇用コストの上昇あるいは上昇懸念を、下請 取引を中心とする中小企業との取引関係の中で解決 を求めた結果であろうと推察される。そうであるな らば、中小企業にとって、「労働力不足」は経営上 の二重の負担を招いており、中小企業の「労働力不 足」への対処、取組みを一層困難にしていると思われ る。現に「人手不足倒産」の増大(帝国データバンク [2017]) が指摘されている。「労働力不足」の進 行は今後日本経済の構造的問題を改めて呼び起こして 行く可能性があると言わなくてはならない。

おわりに

現在の「労働力不足」に対して、今後中小企業にお いては、多様で多大な経営努力による対処を余儀なく されるであろう。加えて、中小企業としての自企業の 存立のあり方について、根本的な再検討を迫られるこ とになる。そして、それなくしては経営それ自体が成 立しなくなる。しかしながら、その際、個別企業とし て自企業と経営環境との関係を考察することが肝心で あって、そのことによって、「中小企業の経営課題・ 業務、求人像・生産性、人材募集・職場環境」の「見 つめ直し」が真に可能となり、中小企業としての展望 も生まれるであろう。

参考文献

・考入版 大阪府立商工経済研究所(編) [1966] 「労働力不足と中小企業の実態 その 1 ~その 8 」 経研資料 no. 399-400, 403, 406-407, 415 中小企業事業団 [1990] 「中小企業における労働力不足問題に関する研究-東京における実態調査を中心に-」 中小企業事業団・中小企業大学校・中小企業研究所 経済企画庁調整局(編) [1990] 「労働力不足の時代」 大蔵省印刷局 労働省職業安定局(編) [1991] 「労働力不足時代への対応」 大蔵省印刷局 厚生労働省 [2015] 「就職率と充足率の長期動向」 「労働市場分析レポート」 第 58 号, 厚生労働省 HP 労働政策研究・研修機構 [2016] 「人材 (人手) 不足の現状等に関する調査」(企業調査) 結果及び 「働き方のあり方等に関する調査」 (労働者調査) 結果 」 JILPT 調査シリー アントは 162、労働が管理の・理解機構 LD

ズ No.162, 労働放策研究・研修機構 HP 厚生労働省 [2016] 「労働経済動向調査(平成 28 年 8 月)の概況」(表 14)厚生労働省 HP

厚生予測者 [2016] 「分側経済動问調管(平成 28 年8月)の(成)、「(表 14) 厚生労働者 HP 公正取引委員会 [2016] 「平成 27 年度 年次報告」公正取引委員会 HP 中小企業庁 [2017] 「中小企業・小規模事業者の人手不足対応研究会 取りまとめ」 中小企業庁 HP 玄田有史(編) [2017] 『人手不足なのになぜ賃金が上がらないのか』 慶應義塾大学出版会 帝国データバンク [2017] 『人手不足倒産』 の動向調査 (2013 年 1 月~ 2017 年 6 月)」 帝国データバンク HP

統計資料 財務省·財務総合政策研究所「法人企業景気予測調査」(各号)財務総合政策研究所 HP中小企業庁「中小企業景況調査」(各号)中小企業庁 HP厚生労働省「一般職業紹介状況」(各月)厚生労働省 HP厚生労働省「雇用動向調査」(年半期)厚生労働省 HP